

- 現在新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、ご出席の際はご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。体調が優れない場合は書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はご遠慮ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので協力賜りますようお願い申し上げます。
- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第124期定時株主総会 招 集 ご 通 知



2020年6月29日（月曜日）午前10時



神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 11階 橋の間

開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

目 次

第124期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	10
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する議決権付株式の付与のための報酬決定の件	13
添付書類	
事業報告	24
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告	57

昭和電線ホールディングス株式会社

（証券コード：5805）

株 主 各 位

証券コード 5805

2020年6月4日

川崎市川崎区日進町1番14号

昭和電線ホールディングス株式会社

代表取締役社長 長谷川 隆代

第124期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、現在新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、ご出席の際はご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。体調が優れない場合は**書面または電磁的方法（インターネット等）**により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はご遠慮ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えず、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記3頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、2020年6月26日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月29日（月曜日）午前10時
2 場 所	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 11階 橘の間 （開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3 目的事項	報告事項 1. 第124期（自2019年4月1日至2020年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監 査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（自2019年4月1日至2020年3月31日） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除 く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定 の件

以 上

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 法令および当社定款第18条に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.swcc.co.jp/hd/ir/guide/meeting.html>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月29日（月曜日）
午前10時00分



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

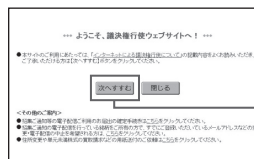
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

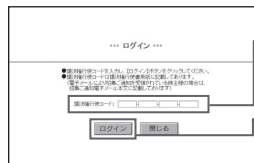
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

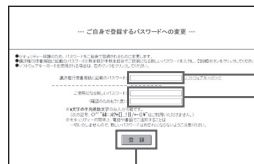
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、収益状況のみならず、今後の事業展開の見通し、経営体質の強化、内部留保等を総合的に勘案し、株主のみなさまへの安定継続した配当を行うことを基本方針といたしております。

また、当社が持株会社であることから、当社単体のみならず昭和電線グループとして連結業績に見合った配当も考慮しております。

この方針に鑑み、第124期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は447,341,640円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。
 (注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏 名	当社における現在の地位および担当	
1	はせがわ たかよ 長谷川 隆代	代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO	再任
2	ちよう どうせい 張 東成	代表取締役 専務執行役員 社長補佐 事業戦略・統括、投資 戦略担当 兼 事業戦略統括本部長	再任
3	こ くにきやう 胡 国強	社外取締役	再任

候補者番号

1

はせがわ たかよ
長谷川 隆代 (1959年10月15日生)

所有する当社の株式数…………… 7,000株
取締役会出席状況（当事業年度） …… 19/19回
取締役在任年数（本総会終結時） …… 7年



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1984年 4 月	当社入社	2010年 4 月	同社常務取締役 技術開発センター長
2005年 6 月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長		当社執行役員 技術企画室長
2006年 4 月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2013年 6 月	当社取締役 技術企画室長
2008年 4 月	同社取締役 技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画 グループ長	2017年 4 月	当社取締役
		2018年 6 月	当社取締役社長
		2019年 4 月	当社代表取締役社長 グループCEO
		2020年 4 月	当社代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO（現任）
2009年 6 月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長		

取締役候補者とした理由

当社グループの技術開発部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の取締役および代表取締役社長に就任後も、当社グループの事業全般にまたがる経営課題に向けて積極的に取り組んでおります。さらに中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の立案および推進にあたっても、強いリーダーシップで当社グループを率いており、引き続きその達成に向けて取締役候補者となりました。なお、取締役に就任後は代表取締役社長、取締役会議長に再任される予定となっております。

候補者番号

2

ちょう
張

とう せい
東 成

(1964年1月6日生)

所有する当社の株式数…………… 1,400株
取締役会出席状況（当事業年度）…… 19/19回
取締役在任年数（本総会終結時）…… 5年



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1993年4月	当社入社	2017年6月	当社常務取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長
2006年10月	当社経営企画部次長	2018年6月	当社常務取締役 事業戦略本部長
2012年6月	当社執行役員 海外事業企画推進室長	2019年4月	当社取締役 専務執行役員 事業戦略統括本部長
2015年6月	当社取締役 海外事業企画推進室長 天津昭和漆包線有限公司董事長	2020年4月	当社代表取締役 専務執行役員 事業戦略統括本部長（現任）
2017年4月	当社取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長		

取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の取締役および専務執行役員に就任後も、当社グループの事業戦略の立案を始めとする経営課題に向けて積極的に取り組んでおります。さらに中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン(2019)の推進にあたっても、その立案より重要な役割を果たしてまいりましたことから、引き続きその達成に向けて取締役候補者といいたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役に再任される予定となっております。

候補者番号

3

こ
胡

こく きょう
国 強

(1963年3月4日生)

所有する当社の株式数…………… 15,000株

取締役会出席状況（当事業年度）…… 17/19回

取締役在任年数（本総会終結時）…… 2年



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1995年10月 杭州富通昭和電線電纜有限公司入社
2002年1月 富通集团有限公司董事長弁公室主任
2003年4月 高科橋光通信有限公司董事（現任）
2008年5月 富通集团有限公司董事（現任）

2008年12月

杭州康因斯特網絡有限公司董事（現任）

2016年9月

高科橋光導科技股份有限公司
(TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE
HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長（現任）
当社社外取締役（現任）

2018年6月

【重要な兼職の状況】

富通集团有限公司 董事
高科橋光導科技股份有限公司 執行董事兼董事長
(TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED)

取締役候補者とした理由

富通集团有限公司の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、当社の社外取締役に就任後も当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていただきました。今回、独立社外取締役に1名増員（増員後3名）することに伴い当社における社外取締役の位置づけを見直し、非業務執行の取締役候補者いたしました。引き続き両社グループ間の共同事業の進展に寄与していただきます。

- (注) 1. 胡国強氏が董事に就任している富通集团有限公司は当社の主要株主であり、当社と同社との間では業務提携契約が締結されております。なお、当社と富通集团有限公司との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループとの間には、販売取引および仕入取引ならびに資金の貸付があります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 現在、当社の取締役候補者の当社における担当は後記39頁のとおりであります。
3. 当社は、胡国強氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において胡国強氏の選任が承認された場合は、非業務執行取締役として同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役武氏英明氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

また、監査、監督機能のさらなる強化を図るため、監査等委員である取締役1名を増員し、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」ならびに「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏 名	当社における現在の地位および担当	
1	坂 倉 裕 司 さ か く ら ゆ う し		新任 社外 独立
2	戸 川 隆 と が わ た か し		新任

候補者番号

1

さ か く ら

ゆ う じ

坂倉 裕司 (1951年 5 月 3 日生)

所有する当社の株式数……………

0株



新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1974年 4 月	日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社	2011年 5 月	リレーションズJAPAN株式会社代 表取締役 (現任)
1998年 4 月	同社市場金融部長	2011年 6 月	株式会社オートバックスセブン社 外監査役
1999年 6 月	日商岩井証券株式会社代表取締役 社長	2014年 3 月	株式会社フルキャストホールディ ングス社外監査役
2004年 3 月	フィデス証券株式会社代表取締役 社長	2016年 6 月	株式会社UKCホールディングス (現株式会社レスターホールディ ングス) 社外監査役
2005年 9 月	GCA株式会社チーフ・ファイナン シャル・オフィサー	2019年 4 月	同社取締役監査等委員 (現任)
2006年 5 月	同社取締役チーフ・ファイナンシャ ル・オフィサー	2019年 6 月	公益財団法人在宅医療助成勇美記 念財団監事 (現任)
2007年 7 月	GCAサヴィアン株式会社チーフ・ デベロップメント・オフィサー	2019年12月	株式会社湘南ゼミナール監査役 (現 任)

社外取締役候補者とした理由

総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、さらにM&Aアドバイザーファームの最高財務責任者としての経歴を通じて経営に対する高い見識を培われております。そのような経歴および見識に基づき当社の経営を監査、監督していただくことが、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化につながると判断し、今回、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

と が わ

た か し

戸川 隆 (1957年4月9日生)

所有する当社の株式数..... 2,700株



新任

【略歴、当社における地位および担当】

1980年4月	東京芝浦電気株式会社 (現株式会社東芝) 入社	2010年4月	同社 当社経理統括部長 (出向)
2004年5月	同社モバイルコミュニケーション 社経理部グループ長	2010年6月	当社執行役員 経理統括部長
2006年6月	同社経営監査部経営監査第二担当 グループ長	2011年6月	当社取締役 経理統括部長
2008年4月	同社経営監査部経営監査第一担当 グループ長	2014年6月	当社常務取締役 昭和電線ビジネスソリューション 株式会社取締役社長
2009年6月	同社 当社経理統括部次長 (出向)	2016年6月	株式会社SDS専務取締役
		2017年4月	同社専務取締役 管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

監査部門および経理部門を中心に豊富な経験と実績を有し、また、当社および当社子会社の取締役として当社グループの経営にも携わってまいりました。今後は、そのような経験と実績を、当社の監査、監督機能の一層の強化に向けて発揮してもらうために、今回、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂倉裕司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
3. 坂倉裕司氏は、2020年6月23日に開催予定の株式会社レスターホールディングス定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役監査等委員を退任する予定であります。
4. 本議案において坂倉裕司氏および戸川隆氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2019年6月26日開催の第123期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内とし、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、当該報酬枠の枠内で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額800万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

（注）後記ご参考の「3 取締役等の報酬決定に関する方針について」のとおり、現時点では、業務執行を行わない取締役に對しては固定報酬のみを付与し、譲渡制限付株式報酬は付与しない方針です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
 - (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 - (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
 - (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。
- (注) 当社は、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与しております。

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等に対する監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等について、監査等委員３名のうち社外取締役２名が、指名委員会および報酬委員会双方の委員を兼務しており、各委員会の中で議論を行い、取締役会へ答申を行っております。

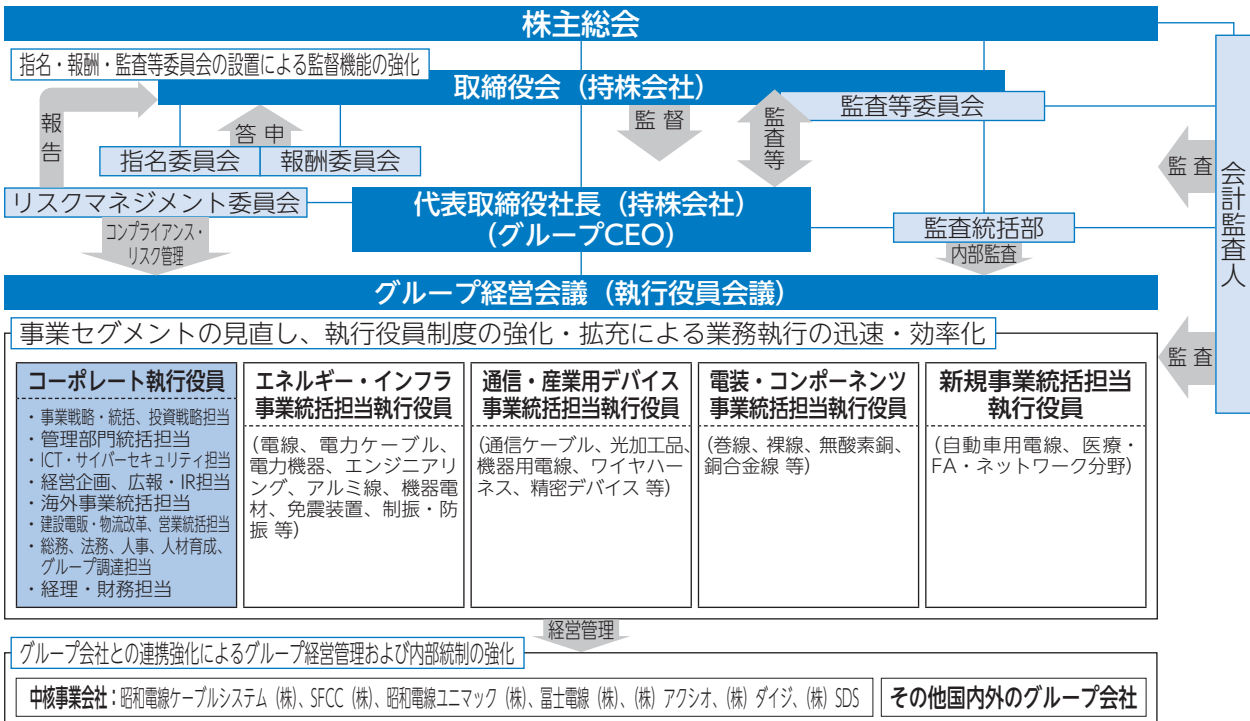
監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等について、指摘すべき事項は認められません。

ご参考

1 コーポレートガバナンスについて

(1) コーポレートガバナンス体制

当社グループは、取締役等に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行を効率化・迅速化させること、それにより取締役会では経営戦略等の重要なテーマの審議を一層充実させること、さらに監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を図ることを目的に、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、当社グループは、当社グループのビジネス分野や事業戦略に即した各事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、通信・産業用デバイス事業、電装・コンポーネッツ事業、新規事業）の責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびROIC（投下資本利益率）指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。



(2) 取締役会の構成（第2号議案および第3号議案の承認可決後）

取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏 名	代表 取締役	監査等 委員	指名 委員	報酬 委員	社外 取締役	独立 役員	主な職歴等				
							業界 知見	海外 事業	営業 販売	経理・ 財務	研究・ 製造
長谷川 隆代	●			●			●				●
張 東成	●			●			●	●	●		
胡 国強			●				●	●		●	
戸川 清		●	●	●	●	●		●	●		
平井 隆一		●	●	●	●	●		●	●		
坂倉 裕司		●			●	●		●		●	
戸川 隆		●					●			●	

(注) 1. 長谷川隆代および張東成の両氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。

2. 戸川清および平井隆一の両氏の取締役在任年数（本総会終結時）は、5年となります。

(3) 任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しております。

各委員会は、指名委員会規程および報酬委員会規程において、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち半数以上は社外取締役とすることと定められております。

第2号議案および第3号議案については、独立社外取締役2名および社外取締役1名（委員長は独立社外取締役）で構成される指名委員会の答申を、第4号議案については、独立社外取締役2名および業務執行取締役2名（委員長は独立社外取締役）で構成される報酬委員会の答申をそれぞれ得ております。

当事業年度における指名委員会および報酬委員会の活動状況は、以下のとおりです。

① 指名委員会の活動状況

指名委員会は、当事業年度中に合計12回開催されております。当事業年度は、主に、次世代経営幹部候補者育成計画および人事制度改革の立案ならびに次年度（2020年度）の取締役および執行役員候補者に関する答申について審議しております。なお、次年度の取締役および執行役員候補者に関する答申については、現任の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対して面談形式によるパフォーマンスレビューを実施しております。

② 報酬委員会の活動状況

報酬委員会は、当事業年度中に合計10回開催されております。当事業年度は、主に業績連動報酬の算定基準の見直し、譲渡制限付株式報酬制度の導入、次年度報酬額に関する答申について審議しております。なお、次年度（2020年度）報酬額に関する答申については、指名委員会が実施した現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

（4）執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2020年4月1日現在の当社執行役員につきましては、後記40頁をご参照ください。

2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名委員会において審議を行い、取締役会では指名委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

(1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人財を、性別・国籍などの個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人財であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人財であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人財であること。

執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人財であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人財であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人財であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人財であること。

(2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)または過去10年間に
おいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者(注2)、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者(注3)、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ 2項から7項までのいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
- ⑨ 1項から7項までのいずれかに該当する者の近親者(注5)である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

(3) 取締役および執行役員の解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

- ① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
- ② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
- ④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役、社長およびグループＣＥＯにのみ適用）
- ⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
- ⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

3 取締役等の報酬決定に関する方針について

当社取締役の報酬については、以下の方針に基づき決定することとしております。なお、当社執行役員の報酬についても、これに準じて決定されます。

基本的な考え方

当社取締役に対する報酬については、継続性のある業務執行と課題解決へのインセンティブを与えることにより、当社グループの企業価値の持続的な発展を図ることを、その目的としております。

基本的な報酬の設計

当社取締役に対する報酬は、基本報酬に各人の職務・職責に応じた職務付加報酬が加えられた固定報酬と、当社の経営指標である営業利益達成率、中期営業利益達成率およびROIC達成率に基づき設計される業績連動報酬とで構成されております。両者の報酬全体における構成割合については、都度、報酬委員会において見直されることとなります。

なお、業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する報酬は、固定報酬のみで構成されます。

2020年度における業績連動報酬については、固定報酬額の20%を上限額とした上で、短期および中期の目標インセンティブのバランスを考慮して、一律に以下の指標および算式によって算定しております。

（注）当社執行役員に対しても、同一の基準に基づき業績連動報酬を適用しております。

① 指標

- ・営業利益達成率（A）＝（当期営業利益見通値÷当期営業利益目標値）×100%
- ・中期営業利益達成率（B）＝{（前々期営業利益＋前期営業利益）÷（前々期営業利益目標値＋前期営業利益目標値）}×100%
- ・ROIC達成率（C）＝（当期ROIC見通値÷当期ROIC目標値）×100%

（注）2020年度の報酬に対して、当期は2019年度、前期は2018年度、前々期は2017年度の業績となります。

② 算式

業績連動報酬額＝業績連動報酬上限額×（A×40%＋B×30%＋C×30%）

（注）各指標の達成率が100%を超える場合には、算式上は100%として計算いたします。

③ 2020年度の業績連動報酬に関する指標の目標値および実績

指 標	目 標 値	実 績	達成率
当期（2019年度）営業利益（億円）	65	86	132.3%
前期（2018年度）営業利益（億円）	45	66	146.7%
前々期（2017年度）営業利益（億円）	35	62	178.5%
当期（2019年度）ROIC（%）	5.5	7.3	132.7%

（注）目標値には、各期の期初において有効な中期経営計画の目標値または最初に開示された通期連結業績予想値のいずれか高い数値を用いることとしております。

④ 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

第4号議案が原案どおり承認可決された場合、2020年度の業績連動報酬額の内の25%を、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給する予定としております。

報酬決定の手続き

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する個別の報酬は、株主総会において定められた限度額の範囲内において、報酬委員会の答申を得た上で、取締役会において決定いたします。さらに取締役会は、当社取締役に対する個別の報酬について、「取締役等の報酬決定に関する方針」および報酬委員会の答申に従い決定することを条件として、その具体的な決定は代表取締役社長に一任することを決議しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

4 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度を対象とした評価結果の概要としては、例えば、経営戦略等の大きな方向性に係わる議題、中期経営計画（そのフォローを含む。）、リスク等についての審議または議論が足りないといった、これまで課題としてあげられてきた質問項目の多くについて、前回よりも改善されているとの回答が増えており、課題に対する改善に向けた様々な取り組みについて、その成果が実感されていると評価することができます。

一方で、監査等委員会設置会社への移行、指名・報酬委員会の設置、業績連動報酬の導入、執行役員制度の見直しによる効果については、引き続き検証していく必要があると認識しており、今後もさらなる改善に向けて取り組んでまいります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第3四半期までの景気は輸出が引き続き弱含むなか、内需に支えられ緩やかな回復基調で推移しましたが、第4四半期になり新型コロナウイルス感染が全世界で拡大し、その感染拡大防止策やインバウンド需要の消失による急激な需要の落ち込みが見られるようになり、経済への影響が懸念される状況となりました。

電線業界におきましては、建設・電販向けや自動車向けが堅調に推移したものの、電気機械向け等が減少したことから、電線全体の需要は前年度並みとなりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は1,711億42百万円（前年度比3.4%減）、営業利益は86億9百万円（前年度比29.7%増）、経常利益は78億64百万円（前年度比40.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は54億65百万円（前年度比19.6%増）となりました。

なお、当社グループの新型コロナウイルス感染症予防対策は、グループ共通規程である「昭和電線グループ緊急事態対策規程」および「新型インフルエンザ対策マニュアル」を基本とし、本年1月の中国での流行拡大当初から実施しております。グループCEOを本部長として対策本部を立ち上げ、公表された新型コロナウイルスの特徴、海外情報、政府・地方自治体の要請等を勘案しながらグループを挙げて感染症予防対策に努めております。具体的には、本社、支店・営業所においてテレワーク、時差通勤を全社員に拡大するとともに、製造現場においても3つの密の解消を基本として可能な限りの感染症予防対策を行っております。

	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	177,174	171,142	△6,031	△3.4
営業利益	6,640	8,609	1,969	29.7
経常利益	5,603	7,864	2,260	40.3
親会社株主に帰属する当期純利益	4,569	5,465	896	19.6

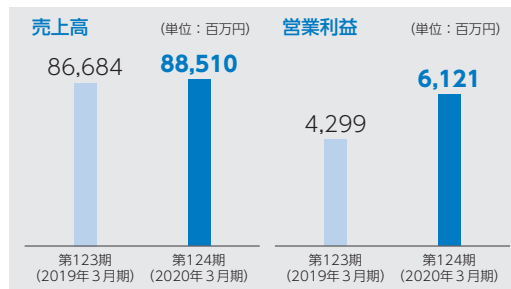
次にセグメントの状況をご説明いたします。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分をそれぞれ変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度のセグメント情報を変更後の区分に基づき作成し、前連結会計年度比を算出しております。

エネルギー・インフラ 事業

売上高
88,510百万円
(前年度比2.1%増)

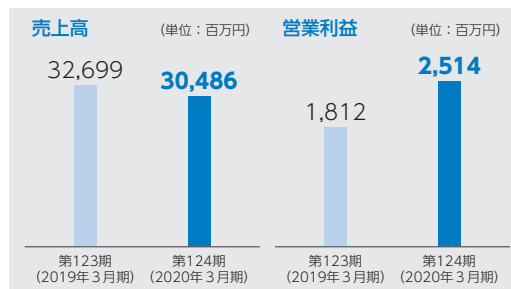
国内インフラは、首都圏再開発需要等による建設関連向けや電力インフラの国土強靱化対策、再生可能エネルギー向け需要が堅調に推移したことから、売上高は885億10百万円（前年度比2.1%増）、営業利益は61億21百万円（前年度比42.4%増）となりました。



通信・産業用デバイス 事業

売上高
30,486百万円
(前年度比6.8%減)

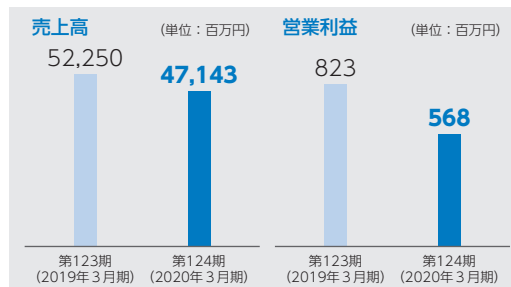
海外向け光ファイバ需要が減少しましたが、国内の建設関連向けやデータセンター向け通信ケーブルの需要が堅調に推移したことから、売上高は304億86百万円（前年度比6.8%減）、営業利益は25億14百万円（前年度比38.7%増）となりました。



電装・コンポーネンツ 事業

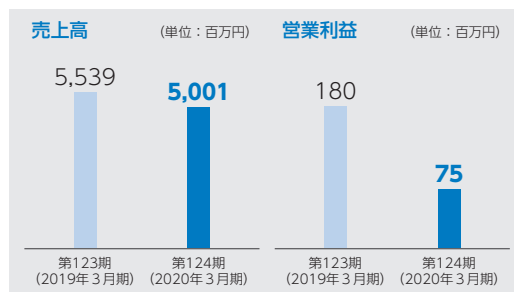
売上高
47,143百万円
(前年度比9.8%減)

電装品向け等の高品位線材は堅調に推移しましたが、電気機械向け等の巻線需要が低迷したことから、売上高は471億43百万円（前年度比9.8%減）、営業利益は5億68百万円（前年度比30.9%減）となりました。



その他
売上高
5,001百万円
(前年度比9.7%減)

新規事業はシステムソリューション等が減少した影響により、売上高は50億1百万円（前年度比9.7%減）、営業利益は75百万円（前年度比58.2%減）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、「SWCC VISION2026」に掲げたありたい姿に向けて、中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）を推進しております。

なお、新型コロナウイルス感染症が世界経済および当社グループの経営環境に及ぼす影響については、当面は継続するものと想定されることから、2020年度は新型コロナウイルス禍による非常事態を通して経営と業務を見直し、経営体質を強化して経済の立ち上がりに備える期間と考えております。しかし、このような状況にあっても、当社グループは、「SWCC VISION2026」および中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）に基づき、積極的に事業構造改革、新規事業の推進を行ってまいります。

① 昭和電線グループのビジョン「SWCC VISION2026」の概要

当社グループは、創立90周年を迎える2026年度までに目指す「ありたい姿」を「SWCC VISION2026」として掲げており、インフラを支え、社会の持続的発展に貢献する企業であり続けます。

ミッション：信頼される製品サービスで社会を支え、人々の暮らしに貢献する

ビジョン：グループ力で付加価値を創造し、成長する企業体へ

バリュー：「迅速」・「情熱」・「考動」によって、お客様のニーズを掘り起こす

② 昭和電線グループの中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の基本方針

当社グループは、2018年度から2022年度までの5か年間を対象とする中期経営計画「Change SWCC2022」の利益計画を前倒しで達成してきたことから見直しを行い、2019年11月に中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）として策定しました。

中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）の基本方針は以下のとおりです。

基盤事業の収益力強化

当社グループは、経営基盤をより強固とするための事業構造改革に継続して取り組むとともに、事業セグメントごとに収益性を評価することで、会社単位にとらわれない収益力の強化を図ってまいります。

また、経営効率化のために、グループの調達力を結集した集中購買と開発購買を進めており、今後は、AI、IoTを製造現場で活用するスマートファクトリー構想についても展開してまいります。

(重点施策)

- ・事業構造改革
- ・事業収益性評価
- ・グループ調達による集中購買と開発購買の推進
- ・AI、IoTを活用したスマートファクトリー構想

新規事業の創出

当社グループは、新規事業を創出するために、製造、販売および技術部門がグループ横断で密接に連携するプロジェクトチームを編成し、モビリティ、インダストリ（医療、工場自動化）の分野を含めたワイヤリング事業の拡大に向けて取り組みを進めております。また、当社が長年培ってきた技術を応用し、発展させることで、さらなるコアコンピタンス・要素技術の創出に努め、市場・顧客ニーズに即した新製品開発にも積極的に取り組んでまいります。また、特徴ある技術である電力部品事業で培ったコア技術を鉄道車両等の分野に展開させるべく、開発を進めていきます。

さらに、株式会社アクシオでは、メーカー系IT企業として培ったIT技術を活かして、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのソリューションを提供してまいります。

(重点施策)

- ・グループ横断の製販技プロジェクトチームによる新規事業の創出
- ・コアコンピタンス・要素技術の創出とニーズ発掘による新製品開発
- ・メーカー系IT企業で培ったIT技術によるDXソリューションの推進

海外事業の新展開

中期経営計画では、海外事業の売上高、売上比率の向上を一つの目標として掲げております。海外事業を強化するために、ワイヤハーネス・電子ワイヤ事業の生産拠点を中国、ベトナムを中心に移転する計画としております。環境配慮型自動車の増加による市場の伸びが期待される銅・巻線事業は、中国を中心に拡大してまいります。また、これらの海外事業の増強に対応するため、ガバナンス体制についても一層強化してまいります。

(重点施策)

- ・ワイヤハーネス・電子ワイヤ事業および銅・巻線事業の拡大
- ・海外ガバナンス体制強化

③ 「SWCC VISION2026」 および 「Change SWCC2022」 ローリングプラン（2019）の連結業績、係数目標

2026年度までの連結業績および係数目標は、以下のとおりとなります。

		2019年度実績	2020年度予想	2022年度 (Change SWCC2022)	2026年度 (VISION2026)
売上高	(億円)	1,711	1,620	2,000	2,100
営業利益	(億円)	86	60	100	150
経常利益	(億円)	78	55	95	150
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	54	40	66	100
営業利益率	(%)	5.0	3.7	5以上	7以上
配当性向	(%)	8.2	11.2	約20	約35
有利子負債	(億円)	423	385	380以下	300以下
D E レシオ	(%)	107	90	70以下	40以下
純資産	(億円)	399	435	550以上	800以上
自己資本比率	(%)	32.3	35.0	38以上	50以上

(注) 1. DEレシオは自己資本で算出しております。

2. 2020年度予想の連結業績は、2020年5月15日付で開示した「2021年3月期の連結業績予想」の数値を記載しております。

④ 「Change SWCC2022」 ローリングプラン（2019）の進捗および2020年度の方針

基盤事業の収益力強化については、当事業年度は、監査等委員会設置会社に移行する中で事業セグメント中心の経営体制を確立するなど、抜本的な事業構造の改革に取り組んでまいりました。さらに、経営指標の一つにROIC（投下資本利益率）を採用して事業セグメントごとに事業収益性を評価することで、各事業の課題を抽出し、それに向けた改善策に取り組んでまいりました。その一環として、ワイヤハーネス事業の構造改革、ゴム線事業の売却、精密デバイス事業の製造拠点再編と海老名工場跡地の売却を決定いたしました。今後も引き続き、グループ全体の製造拠点の再編および最適化を進めるとともに、併せて自動化、省力化、指標の見える化を行い、効率的で柔軟な製造体制を構築するためのスマートファクトリーの導入も進めてまいります。

新規事業の創出については、当事業年度は、モビリティ分野およびインダストリ分野を中心に新たな製品群の拡大を目指して取り組んでまいりました。今後は特にモビリティ分野の車載用製品群の充実を図るため、グループおよび部門横断で編成されたプロジェクトチームを中心に早期の製品化および事業化を目指してまいります。

海外事業の新展開については、当事業年度も、引き続き富通集团有限公司との合併事業の再構築や、ワイヤハーネス事業の再編に取り組んでまいりました。特に、ワイヤハーネス事業については、これまで国内の製造拠点であった株式会社ダイジの解散を決定しており、今後の製造は海外拠点に集約させることで、より海外市場を意識した事業体制の確立を目指してまいります。

これらの進捗を踏まえて、2020年度は新型コロナウイルス禍による影響も想定されますが、市場環境を見れば、通信インフラの増強や様々な市場でのサプライチェーンの変化などが見込まれており、当社グループの資源を有効に使うことで新たな機会を得ることができると考えております。

2020年度のグループ経営方針は、次の4点といたしました。

- ・コーポレートと事業セグメントが一体となり、柔軟性やスピード感のある判断と施策の実施
- ・業務革新による基盤事業の収益力強化
- ・ROIC経営の考え方の浸透、資本コストを意識した事業改革の推進強化
- ・新規事業の立上げの取り組みを堅持し、発展の道筋をつける

なお、ROIC計画値は以下のとおりとなっております。

2019年度実績		2020年度計画値
ROIC	(%)	7.3
		5.1

当社グループは現行の中期経営計画「Change SWCC2022」ローリングプラン（2019）において、2019年度より導入したROIC経営の考え方を浸透させ、収益力の強化を図り、中長期的な視点で資本コストを上回る収益を確保し、当社グループのビジョン「SWCC VISION2026」に掲げたありたい姿の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤ ESGに対する取り組み

当社グループは、経営理念である「信頼」を基軸とし、事業で培った技術と経験を活かして持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指すため、ESGの各重点課題に取り組んでおります。

E（環境対策）

当社グループは、環境対策として、以下の重点課題に取り組んでおります。

なお、当事業年度においては、SDGs未来都市の神奈川県が進める取り組みのひとつである「かながわSDGsパートナー」に賛同し登録証を受け取るとともに、株式会社日本政策投資銀行のDBJ環境格付で、「環境への配慮に対する取り組みが特に先進的」である最高ランクの格付けを取得し、同制度に基づく融資を受けました。

（重点課題）

- ・社業を通じて、環境保護と社会の持続的な発展に貢献
- ・CO2およびVOCの削減
- ・資源の有効利用
- ・環境配慮型製品の開発と製品化の促進
- ・生物多様性の取り組み

S（人事政策・社会貢献）

当社グループは、人事政策、社会貢献として、以下の重点課題に取り組んでおります。

なお、当事業年度においては、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」に認定されるとともに、厚生労働省・神奈川県労働局から子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得いたしました。また、2020年4月1日付で、これまでの資格等級制度を廃止し、「役割」と「能力」の複合評価によって処遇（給与）を決定する新人事制度を導入しております。

（重点課題）

- ・安全・衛生活動の推進
- ・品質マネジメント有効性の持続的改善
- ・従業員のワークライフバランスの取り組み推進と働きやすい環境づくり
- ・ステークホルダーとの良好なコミュニケーションの維持向上

G（ガバナンス改革）

当社グループは、ガバナンス改革として、以下の重点課題に取り組んでおります。

なお、当事業年度においては、抜本的なガバナンス改革を図るために、監査等委員会設置会社に移行するとともに、従来の製品群を主体とするセグメントからビジネス分野や事業戦略に即したセグメントに変更しております。また、従来CSR委員会が担っていたリスク管理機能を拡充するために、新たにリスクマネジメント委員会を設置いたしました。

（重点課題）

- ・コンプライアンスの徹底
- ・サイバーセキュリティ対策の強化
- ・事業活動上の重要なリスクの管理と低減
- ・情報公開による透明性の向上

⑥ 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

当社グループは、海外では本年1月、国内では2月中旬より「昭和電線グループ緊急事態対策規程」に則って新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底してまいりました。テレワークおよび時差通勤の推進、大規模な会合を禁止するとともにWEB会議を積極的に活用するなど、今後の働き方改革、業務改革にもつながる活動を積極的に推し進めてまいりました。今後もこの取り組みを継続し、感染症を予防するだけでなく業務の効率化を図るとともに、サプライチェーンの変化による事業への影響を最小限に抑えるべく、調達の多様化やITツールの活用等の対策にも積極的に取り組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

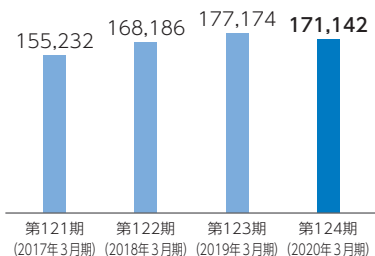
当連結会計年度においては、総額41億86百万円の設備投資を実施いたしました。その内訳といたしましては、エネルギー・インフラ事業や電装・コンポーネンツ事業における成長分野向け製品を含む製造設備増強と生産体制の強靱化が主なものです。

(4) 資金調達の状況

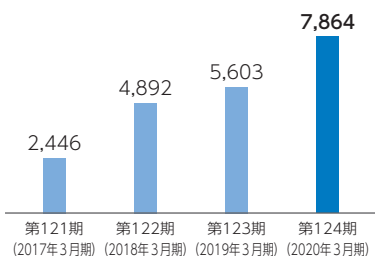
該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

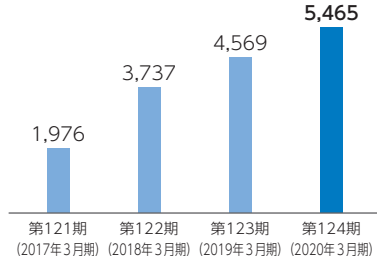
売上高 (単位：百万円)



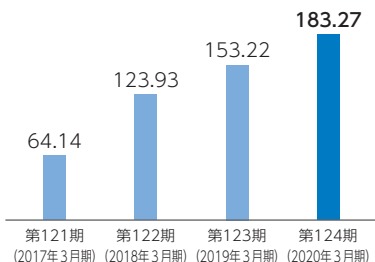
経常利益 (単位：百万円)



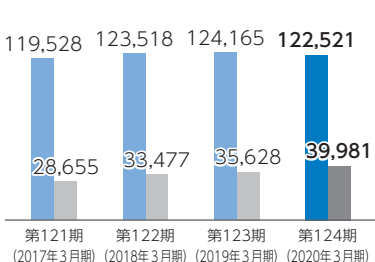
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



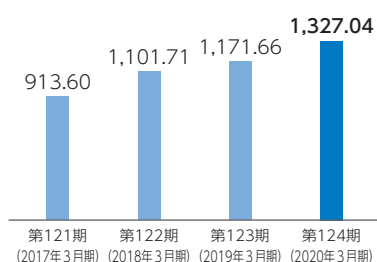
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	155,232	168,186	177,174	171,142
経常利益	(百万円)	2,446	4,892	5,603	7,864
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,976	3,737	4,569	5,465
1株当たり当期純利益	(円)	64.14	123.93	153.22	183.27
総資産	(百万円)	119,528	123,518	124,165	122,521
純資産	(百万円)	28,655	33,477	35,628	39,981
1株当たり純資産	(円)	913.60	1,101.71	1,171.66	1,327.04

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
3. 2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、第121期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
昭和電線ケーブルシステム株式会社	10,000	100	電線・ケーブル、光ファイバケーブル、情報機器、ゴム・プラスチック加工品の製造販売
S F C C株式会社	490	60	建設関連向け汎用電線・ケーブルの販売
昭和電線ユニマック株式会社	480	100	巻線の製造販売
富士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社ダイジ	100	100	ワイヤハーネスの製造販売
株式会社SDS	100	100	電線・ケーブル、付属品および振動防止装置等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	※ 100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売
青森昭和電線株式会社	80	※ 100	機器用電線の製造販売
昭光機器工業株式会社	80	※ 100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
多摩川電線株式会社	46	※ 100	巻線等の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	※ 70	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	※ 100	電気工事等の設計・施工・監理
昭和リサイクル株式会社	20	※ 100	電線・ケーブルの解体加工
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
昭和電線電纜(上海)有限公司	9,900千米ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	97.0	ワイヤハーネスの製造販売
東莞昭和機電有限公司	3,550千米ドル	※ 100	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
SWCC DAIJI VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	2,000千米ドル	※ 100	ワイヤハーネスの製造販売

- (注) 1. ※は子会社による出資を含む比率であります。
2. SFCC株式会社は、当連結会計年度に新たに設立された子会社であります。
3. 連結子会社の株式会社ユニマックは、2019年10月1日付で昭和電線ユニマック株式会社に商号を変更しております。
4. 連結子会社の株式会社ダイジは、2020年9月30日付で解散し、清算する予定です。
5. 連結子会社の多摩川電線株式会社は、2020年4月1日付で連結子会社の昭和電線ユニマック株式会社に吸収合併されました。
6. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	昭和電線ケーブルシステム株式会社
特定完全子会社の住所	川崎市川崎区日進町1番14号
当社および当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	26,788百万円
当社の総資産額	77,322百万円

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は上記の21社であり、持分法適用会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は1,711億42百万円（前年度比3.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は54億65百万円（前年度比19.6%増）となりました。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

次の製品の製造販売および工事の設計、請負を行っております。

区 分	品 名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、アルミ線、機器電材、免震装置、制振・防振
通信・産業用デバイス事業	通信ケーブル、光加工品、機器用电線、ワイヤハーネス、精密デバイス
電装・コンポーネンツ事業	巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線
新規事業（含：その他）	自動車用电線、ネットワークソリューション、物流他

(注) 2019年4月1日付でコーポレートガバナンス体制を見直したことに伴い、従来の製品群を主体とする事業セグメントから、当社グループのビジネス分野や事業戦略に即した事業セグメントへと変更いたしました。

(8) 主要な拠点等 (2020年3月31日現在)

① 当社

昭和電線ホールディングス株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
------------------	--------------------

② 子会社

昭和電線ケーブルシステム株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号 事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市、茨城県古河市、神奈川県海老名市
S F C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
昭和電線ユニマック株式会社	本 社：三重県いなべ市北勢町麻生田1326番地の1 事業所：三重県いなべ市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地 事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社ダイジ	本 社：大阪府茨木市東太田三丁目7番7号 事業所：大阪府茨木市、山形県酒田市、岡山県赤磐市
株式会社SDS	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
香港昭和有限公司	本 社：香港九龍尖沙咀科学館道1号康宏広場南座701室
昭和電線電纜（上海）有限公司	本 社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大廈2501室
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：Plot B8, Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国浙江省嘉興市中環西路2121号
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技园内
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国福建省福清市融僑経済技術開発区清華路南側
SWCC DAIJI VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：RF No.7C, Plot No.H-1, Thang Long Industrial Park II, Disu commune, My Hao District, Hung Yen Province, Vietnam

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
エネルギー・インフラ事業	1,115	19
通信・産業用デバイス事業	2,071	△166
電装・コンポーネンツ事業	353	△16
新規事業 (含：その他)	813	21
合 計	4,352	△142

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (年間平均人員449名) は含んでおりません。

② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
48	10	49.8	21.6

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

2. 使用人数増加の主な理由は、組織の見直しに伴う人員の補充によるものです。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,566
株式会社りそな銀行	6,489
株式会社横浜銀行	6,416
株式会社三井住友銀行	1,587
三井住友信託銀行株式会社	1,557

2 会社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,822,776株 (自己株式1,004,085株を除く。)
- (3) 株主数 13,910名 (前期末比3,227名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT	5,714	19.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,289	14.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,573	5.2
JXTGホールディングス株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	772	2.5
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	720	2.4
株式会社 F T	578	1.9
INTERACTIVE BROKERS LLC	542	1.8
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	530	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	468	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,004,085株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式 (1,004,085株) を控除して計算しております。
3. 富通集団 (香港) 有限公司は、2011年9月8日付で当社の主要株主となっております。なお、同社の当社株式所有に係る株主名簿上の名義は、BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNTとなっております。

(5) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (グループCEO)	長谷川 隆代	
取締役 (専務執行役員)	張 東成	社長補佐 事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長
取締役	田中 幹男	社長補佐
取締役	胡 国強	富通集団有限公司 董事 高科橋光導科技股份有限公司 (TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長
取締役 (監査等委員)	戸川 清	監査等委員会委員長 指名委員会委員長
取締役 (監査等委員)	平井 隆一	報酬委員会委員長
取締役 (常勤監査等委員)	武氏 英明	

- (注) 1. 当社は、2019年6月26日開催の第123期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役戸川清および平井隆一は同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。
- 取締役 山口太
監査役 磯邊謙二郎、山元文明
3. 2020年4月1日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループCEO)	長谷川 隆代	
代表取締役 (専務執行役員)	張 東成	社長補佐 事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長

4. 取締役のうち、胡国強、戸川清、平井隆一は社外取締役であります。社外取締役のうち、戸川清、平井隆一は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査等委員武氏英明は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役武氏英明を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 執行役員の状況 (2020年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
グループCEO (代表取締役社長 ・取締役会議長)	長谷川 隆代	
専務執行役員 (代表取締役)	張 東成	社長補佐 事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長
常務執行役員	山口 太	社長補佐 管理部門統括担当 兼 管理統括本部長
執行役員	川瀬 幸雄	エネルギー・インフラ事業統括担当 エネルギー・インフラ事業セグメント長 ※昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役社長
執行役員	兒玉 喜直	通信・産業用デバイス事業統括担当 通信・産業用デバイス事業セグメント長 ※富士電線株式会社取締役社長
執行役員	山村 隆史	電装・コンポーネンツ事業統括担当 電装・コンポーネンツ事業セグメント長 ※昭和電線ユニマック株式会社取締役社長
執行役員	樋口 嘉章	ＩＣＴ・サイバーセキュリティ、新規事業セグメント担当 新規事業セグメント長 兼 事業戦略統括本部ＩＣＴ推進部長
執行役員	小又 哲夫	経営企画、広報・ＩＲ担当 兼 事業戦略統括本部経営企画部長
執行役員	大竹 潔	海外事業統括担当 兼 事業戦略統括本部海外事業統括部長 ※株式会社ダイジ取締役社長 昭和電線電纜（上海）有限公司董事長 香港昭和有限公司董事長
執行役員	黒須 光明	建設電販・物流改革、営業統括担当 ※ＳＦＣＣ株式会社取締役社長
執行役員	菅井 幹夫	総務、法務、人事、人材育成、グループ調達担当 兼 管理統括本部人事総務統括部長 兼 輸出管理室長 兼 事業戦略統括本部調達本部長
執行役員	今井 啓隆	経理・財務担当 兼 経理統括部長

(注) ※は代表取締役であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および取締役（常勤監査等委員）武氏英明は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

監査等委員会設置会社移行前

区 分	支給人員（名）	支給金額（百万円）
取締役	7	29
（うち社外取締役）	3	7
監査役	3	7
（うち社外監査役）	2	3
合 計	10	36
（うち社外取締役および社外監査役）	5	10

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および社外監査役2名を含んでおります。なお、当社は、2019年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役の報酬については、2002年6月27日開催の当社第106期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）を限度額とすることと決議されております。各取締役の報酬については、限度額の範囲内において、個別の役職・成果、経営環境、経営成績および配当水準等を勘案した上で、取締役会の決議によって決定することとしております。
3. 監査役の報酬については、1994年6月29日開催の当社第98期定時株主総会において月額5百万円以内を限度額とすることと決議されております。各監査役の報酬については、限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定することとしております。
4. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

監査等委員会設置会社移行後

区 分	支給人員（名）	支給金額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4	61
（うち社外取締役）	1	7
取締役（監査等委員）	3	28
（うち社外取締役）	2	16
合 計	7	89
（うち社外取締役）	3	23

② 報酬等の決定に関する方針

(イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）を限度額とすることと決議されております。なお、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。

また、取締役（業務執行を行わない取締役を除く。）に対する報酬は、基本報酬に各人の職務・職責に応じた職務付加報酬が加えられた固定報酬と、当社の経営指標に基づき設計される業績連動報酬とで構成されております。両者の報酬全体における構成割合（当事業年度においては固定報酬の10%を業績連動報酬として支給）については、都度、報酬委員会において見直されることとなります。

各取締役の報酬については、限度額の範囲内において、報酬委員会の答申を得た上で、取締役会において決定することとしております。さらに取締役会は、取締役に対する個別の報酬について、当社が定める「取締役等の報酬決定に関する方針」および報酬委員会の答申に従い決定することを条件として、その具体的な決定は代表取締役社長に一任することを決議しております。

(ロ) 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額80百万円以内を限度額とすることと決議されております。各監査等委員である取締役の報酬については、限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役胡国強が董事に就任している富通集团有限公司は当社の主要株主であり、当社と同社との間では業務提携契約が締結されております。

なお、当社と富通集团有限公司との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループの間には、販売取引および仕入取引ならびに資金の貸付があります。

また、同人が執行董事および董事長に就任している高科橋光導科技股份有限公司（TRANSTECH OPTTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED）は、富通集团有限公司の子会社であります。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	取締役会（19回）		監査等委員会（11回）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 胡 国強	17	89.5	—	—
取締役（監査等委員） 戸川 清	19	100	11	100
取締役（監査等委員） 平井 隆一	19	100	11	100

(注) 1. 当社は、2019年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 監査等委員戸川清および平井隆一は、移行前の取締役としての出席状況および移行後の取締役（監査等委員）としての出席状況を記載しております。

④ 取締役会および監査等委員会における発言状況

(イ) 取締役胡国強は、企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営全般に関する有用な助言・提言を行っております。

(ロ) 取締役（監査等委員）戸川清は、国内外の企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会および監査等委員会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査、監督に必要な発言を行っております。

(ハ) 取締役（監査等委員）平井隆一は、国内外の企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会および監査等委員会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査、監督に必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	65,300千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	102,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第3項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

なお、2019年6月26日開催の当社取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行いました。また、同年9月25日開催の当社取締役会において、執行役員制度の見直し、リスクマネジメント委員会の新設およびグループ経営に関する重要な意思決定の一部を代表取締役等に委ねることとしたことに伴う所要の変更を行いました。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下昭和電線グループという。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、昭和電線グループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、経営方針および行動規範を記載した小冊子等を昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、昭和電線グループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、昭和電線グループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、昭和電線グループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取り締役に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、昭和電線グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに昭和電線グループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 取締役会は、昭和電線グループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に行い、昭和電線グループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ 昭和電線グループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもち、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料
- (ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) 昭和電線グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および執行役員は、昭和電線グループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② リスクマネジメント担当取締役は、昭和電線グループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ リスクマネジメント委員会は、昭和電線グループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、昭和電線グループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) 昭和電線グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的を開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、昭和電線グループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、昭和電線グループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、昭和電線グループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、昭和電線グループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。
- ⑤ 取締役会は、昭和電線グループ経営管理規程に基づき、昭和電線グループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させるなど、適切なモニタリング体制の整備を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ)からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(7) 昭和電線グループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制 その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
 - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
 - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
- (二) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (ホ) 重大な法令違反および定款違反
- (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
- (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の（ロ）および（ホ）に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、昭和電線グループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員1名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的に昭和電線グループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

昭和電線グループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、委員長であるグループＣＥＯが取締役会に報告しております。また、昭和電線グループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、グループＣＥＯが取締役会に報告しております。

(2) リスク管理について

昭和電線グループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会において昭和電線グループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、グループＣＥＯが取締役会に報告しております。

(3) 子会社の経営管理について

昭和電線グループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、昭和電線グループ事業性評価規程を制定し、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

(5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当期19回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議、その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、取締役および執行役員との定例の連絡会を当期12回開催しております。なお、監査等委員会設置会社への移行前に監査役は取締役および執行役員との定例の連絡会を当期1回開催しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	71,741
現金及び預金	4,304
受取手形及び売掛金	41,207
商品及び製品	9,365
仕掛品	7,322
原材料及び貯蔵品	5,038
その他	4,515
貸倒引当金	△12
固定資産	50,780
有形固定資産	39,905
建物及び構築物	7,243
機械装置及び運搬具	5,930
工具、器具及び備品	1,236
土地	23,659
その他	1,834
無形固定資産	1,442
施設利用権等	1,442
投資その他の資産	9,432
投資有価証券	5,997
退職給付に係る資産	1,298
繰延税金資産	1,071
その他	2,047
貸倒引当金	△982
資産合計	122,521

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	63,838
支払手形及び買掛金	18,614
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	29,469
未払金	8,760
未払法人税等	1,480
工事損失引当金	75
事業構造改善引当金	234
製品改修費用引当金	404
その他	4,739
固定負債	18,701
社債	210
長期借入金	11,660
繰延税金負債	80
再評価に係る繰延税金負債	4,188
退職給付に係る負債	702
その他	1,859
負債合計	82,539
純資産の部	
株主資本	35,225
資本金	24,221
資本剰余金	5,698
利益剰余金	6,222
自己株式	△917
その他の包括利益累計額	4,350
その他有価証券評価差額金	555
土地再評価差額金	5,581
為替換算調整勘定	1,003
退職給付に係る調整累計額	△2,791
非支配株主持分	405
純資産合計	39,981
負債及び純資産合計	122,521

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高	171,142	
売上原価	147,409	
売上総利益	23,733	
販売費及び一般管理費	15,123	
営業利益	8,609	
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	93	
雑収入	150	407
営業外費用		
支払利息	669	
持分法による投資損失	2	
為替差損	36	
雑損失	445	1,153
経常利益	7,864	
特別利益		
投資有価証券売却益	78	
関係会社清算益	22	101
特別損失		
事業構造改善費用	234	
特別退職金	184	
減損損失	138	
関係会社清算損	6	
その他	5	569
税金等調整前当期純利益	7,395	
法人税、住民税及び事業税	1,898	
法人税等調整額	125	2,023
当期純利益	5,372	
非支配株主に帰属する当期純損失		93
親会社株主に帰属する当期純利益	5,465	

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	5,536	965	△916	29,807
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△208		△208
親会社株主に帰属する当期純利益			5,465		5,465
連結子会社の増資による持分の増減		19			19
連結子会社株式の取得による持分の増減		142			142
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	162	5,257	△0	5,418
当期末残高	24,221	5,698	6,222	△917	35,225

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	918	5,581	1,213	△2,578	5,135	685	35,628
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△208
親会社株主に帰属する当期純利益							5,465
連結子会社の増資による持分の増減							19
連結子会社株式の取得による持分の増減							142
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△362	－	△209	△212	△785	△279	△1,065
連結会計年度中の変動額合計	△362	－	△209	△212	△785	△279	4,353
当期末残高	555	5,581	1,003	△2,791	4,350	405	39,981

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,791
現金及び預金	666
未収入金	1,826
短期貸付金	29,220
その他	79
固定資産	45,530
有形固定資産	0
工具、器具及び備品	0
無形固定資産	164
施設利用権	164
投資その他の資産	45,365
投資有価証券	179
関係会社株式	30,955
出資金	0
関係会社出資金	2,083
長期貸付金	11,665
前払年金費用	135
その他	345
資産合計	77,322

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	35,680
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	25,390
未払金	146
未払費用	75
未払法人税等	980
預り金	9,003
その他	23
固定負債	11,210
社債	210
長期借入金	10,857
繰延税金負債	132
その他	10
負債合計	46,891
純資産の部	
株主資本	30,457
資本金	24,221
資本剰余金	5,530
その他資本剰余金	5,530
利益剰余金	1,622
利益準備金	35
その他利益剰余金	1,586
繰越利益剰余金	1,586
自己株式	△917
評価・換算差額等	△26
その他有価証券評価差額金	△26
純資産合計	30,431
負債及び純資産合計	77,322

損益計算書 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営運営料収入	1,898	
関係会社受取配当金	676	2,574
販売費及び一般管理費	2,046	
営業利益	528	
営業外収益		
受取利息	785	
受取配当金	9	
雑収入	5	800
営業外費用		
支払利息	707	
雑損失	59	766
経常利益	561	
税引前当期純利益	561	
法人税、住民税及び事業税		16
法人税等調整額		5
当期純利益	539	

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	24,221	5,530	5,530	14	1,277	1,292	△916	30,127
当期変動額								
剰余金の配当					△208	△208		△208
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				20	△20	—		—
当期純利益					539	539		539
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	20	309	330	△0	329
当期末残高	24,221	5,530	5,530	35	1,586	1,622	△917	30,457

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	17	17	30,144
当期変動額			
剰余金の配当			△208
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			—
当期純利益			539
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△43	△43	△43
当期変動額合計	△43	△43	286
当期末残高	△26	△26	30,431

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本 秀仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電線ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本 秀仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 戸川 清 ㊞

監査等委員 平井 隆一 ㊞

監査等委員（常勤） 武氏 英明 ㊞

- (注) 1. 監査等委員戸川清および平井隆一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2019年6月26日開催の第123期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2019年4月1日から当該株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図

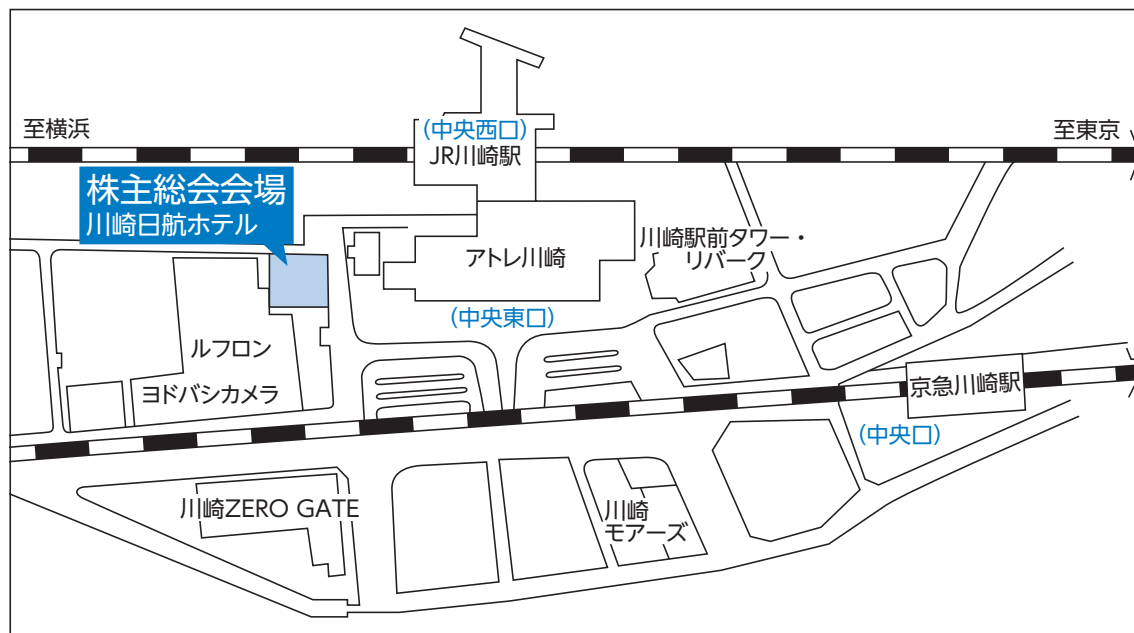
会場

川崎日航ホテル 11階 橋の間
神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
TEL 044-244-5941 (ホテル代表番号)

交通

J 京 R 急 | 川崎駅 | 中央東口より徒歩1分
急 | 京急川崎駅 | 中央口より徒歩5分

- ※1 開催場所が例年と異なっておりますので、お間違えないようお願い申し上げます。
- ※2 当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



- 現在新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、ご出席の際はご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。体調が優れない場合は書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はご遠慮ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。